

# 高知市社会福祉法人等指導監査実施要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 社会福祉法人（第5条—第17条）
- 第3章 社会福祉連携推進法人（第18条—第21条）
- 第4章 社会福祉施設等（第22条—第30条）
- 第5章 雑則（第31条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、市が実施する次に掲げる指導監査について必要な事項を定める。

- (1) 社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づく指導監査（以下「法人指導監査」という。）
- (2) 社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に対する法第144条において準用する法第56条第1項の規定に基づく指導監査（以下「連携推進法人指導監査」という。）
- (3) 社会福祉施設等（以下「施設等」という。）に対する社会福祉各法の規定に基づく指導監査（以下「施設等指導監査」という。）

#### （実施計画の策定）

第2条 指導監査は、毎年度当初に指導監査の方針、指導監査の対象となる法人、連携推進法人及び施設等並びに指導監査の実施の時期等を定めた実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、これに基づいて実施するものとする。

2 実施計画の策定に当たっては、国の指導監査方針及び過去の指導監査の結果を勘案するとともに、関係課と協議して、効果的な指導監査を実施できるよう努めるものとする。

3 前項の協議は、高知市社会福祉法人等指導監査連絡会議設置要綱（平成11年7月26日制定）第1条に規定する高知市社会福祉法人等指導監査連絡会議において行うものとする。

#### （指導監査事項）

第3条 指導監査事項は、関係法令、法定受託事務に係る国の処理基準及び自治事務に係る技術的助言等を踏まえて定めるものとする。

2 指導監査に当たっては、過去の指導監査結果における問題点及び法人・連携推進法人・施設種別等を勘案の上、重点監査項目を設定して実施することができる。

#### （県との連携）

第4条 市は、県と法人、連携推進法人及び施設等に係る情報交換を行い、県との連携を図るよう努めるものとする。

### 第2章 社会福祉法人

#### （基本理念）

第5条 法人指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重し、関係法令又は通知に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。

#### （実施体制）

第6条 法人指導監査は、市の職員2人以上で指導監査班を編成して実施するものとし、指導監査班のうち1人は、原則として係長相当職以上の者とする。

#### （法人指導監査の種類）

第7条 法人指導監査の種類は、一般監査及び特別監査とし、いずれも実地において実施するものとする。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

(一般監査)

第8条 一般監査は、実施計画及び社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日雇児発0427第7号，社援発0427第1号，老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長，老健局長連名通知）別添社会福祉法人指導監査実施要綱（以下「国要綱」という。）に基づき実施するものとする。

(一般監査の実施の周期)

第9条 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の法人指導監査の状況を勘案し、次に掲げる要件を満たす法人に対する一般監査の実施の周期は、3年に1回とする。

(1) 法人の運営について、関係法令及び通知（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

(2) 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準，運営費，報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

2 前項の規定にかかわらず、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設及び保育所に限る。以下「児童福祉施設」という。）のみを経営する法人及び施設等指導監査の対象となる施設を経営しない法人（前項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）に対する一般監査の実施の周期は、2年に1回とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、法人（同項各号に掲げる要件を満たすものに限る。以下この項において同じ。）に対する一般監査と施設又は事業に対する監査との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが市及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情があるときは、市長は、法人に対する一般監査の実施の周期を3年に1回を超えない範囲で設定することができる。この場合において、市長は、法人の理解及び協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる法人（同項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）が同表の中欄に掲げる要件を満たす場合で、市長が毎年度当該法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認めるときは、当該法人に対する一般監査の実施の周期は、同表右欄に定める周期まで延長することができる。

法第36条第2項又は第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人	法第45条の19第1項の規定に基づき作成される会計監査報告に、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30第1項第2号イ又はロに定める事項が記載されていること（同号ロに定める事項が記載されている場合にあつては、除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）。	5年に1回
会計監査人を設置していない法人	法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であつて、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とするものをいう。以下「公認会計士等監査」という。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、規則第2条の30第1項第2号イ又はロに定める事項が記載されていること（同号ロに定める事項が記載されている場合にあつては、除外事項	5年に1回

	について改善されたことが確認できる場合に限る。)	
公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援（以下「財務会計支援」という。）を受けた法人	専門家が財務会計支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出されていること。	4年に1回

5 第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件を満たす法人のうち前項の規定の適用を受けないものが次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合であって、当該法人が苦情解決への取組を適切に行い、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると市長が認めるときは、当該法人に対する一般監査の実施の周期は、4年に1回まで延長することができる。

(1) 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（平成26年4月1日雇児発0401第12号、社発発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙福祉サービス第三者評価事業に関する指針に基づき実施される福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、福祉サービスの質の向上に努めていること又はISO9001の認証取得施設を有していること。

(2) 福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れ及び地域との交流を積極的に行っている等地域社会に開かれた事業運営を行っていること。

(3) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

6 新たに設立された法人に対する一般監査は、当該法人の設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施するものとする。

7 法人の運営等に関する問題が発生した場合又は毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合は、必要に応じて法人指導監査を実施する等適切に対応するものとする。  
(特別監査)

第10条 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施するものとし、その実施に当たっては、国要綱に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行うものとする。

(指導監査の実施通知等)

第11条 法人指導監査の実施に当たっては、法人に対し、指導監査担当職員の氏名、指導監査の期日その他必要な事項を事前に文書で通知するものとする。ただし、法人の運営等に問題が発生した場合又はそのおそれがあると認められる場合は、法人指導監査の開始時に当該事項を記した文書を提示する等の方法により通知することができるものとする。

2 法人指導監査の実施に当たっては、事前に法人から必要な書類の提出を求めることができる。

(指導監査の実施上の留意点)

第12条 指導監査担当職員は、過去の法人指導監査の結果から、事前に問題点について十分に調査及び検討を行い、実効性のある法人指導監査の実施に努めなければならない。

2 指導監査担当職員は、法人指導監査に当たっては、関係者の理解及び自発的な協力が得られるよう配慮し、公正な態度で臨まなければならない。

(指導監査事項の省略等)

第13条 法第45条の19の規定による会計監査人による監査又は公認会計士等監査を実施している法人について、これらの監査の際に作成された会計監査報告に、規則第2条の30第1項第2号イ又はロに定める事項が記載さ

れている場合における当該法人に対する指導監査は、国要綱別紙指導監査ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）Ⅲの3会計管理に規定する監査事項について省略することができる。ただし、当該会計監査報告に同号口に定める事項が記載されている場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、法人指導監査において確認するものとする。

2 財務会計支援を受けている法人に対する指導監査は、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると市長が認める場合は、ガイドラインⅢの3会計管理に規定する監査事項について省略することができる。

3 前2項に規定する法人に対する指導監査を実施するに当たっては、ガイドラインⅠ法人運営に規定する項目及び監査事項に関して、会計監査報告又は専門家が財務会計支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものの内容を活用し、法人指導監査の効率的な実施を図るものとする。

（指導監査の結果の講評）

第14条 指導監査担当職員は、法人指導監査の終了後、当該法人の責任者及び関係者の出席を求め、改善が必要な事項について十分な理解が得られるように講評するものとする。

（指導監査の報告）

第15条 指導監査担当職員は、法人指導監査の終了後速やかに指導監査結果について報告書を作成し、指導監査課長に報告しなければならない。

（行政上の措置）

第16条 法人指導監査の結果に基づいて行う法人への指導又は助言（以下「指導等」という。）は、次のとおり行うものとする。ただし、第1号イの指導又は第2号の助言を行う場合は、法人と指導等の内容に関する認識を共有できるよう配慮するものとする。

(1) 法令又は通知の違反が認められる場合

ア 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導する。また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して法人から報告をさせ、必要に応じて法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができる。

イ 違反の程度が軽微である場合又は違反についてアの指導を行わなくても改善が見込まれる場合は、口頭により指導することができる。

(2) 法令又は通知の違反が認められない場合

法人運営に資するものと認められる事項についての助言を行うことができる。

2 前項の指導等に際しては、単に改善を要する事項の指導等にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。また、法人との対話及び議論を通じて、指導等の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

3 第1項の指導を行った事項について改善が図られないときは、法第56条第4項又は第58条第2項の規定に基づき、改善措置をとるべき旨の勧告（以下「改善勧告」という。）をする等所要の措置を講ずるものとする。

4 改善勧告を受けた法人が当該勧告に従わなかったときは、法第56条第5項の規定に基づき、その旨を公表する等所要の措置を講ずるものとする。

5 改善勧告を受けた法人が、正当な理由なく、改善措置をとらなかったときは、法第56条第6項又は第58条第3項の規定に基づき、改善措置をとるべき旨の命令（以下「改善命令」という。）をする等所要の措置を講ずるものとする。

6 改善命令を受けた法人が当該命令に従わなかったときは、法第56条第7項又は第8項の規定に基づく業務の全部又は一部の停止の命令、役員了解職勧告、解散命令等についても検討の上、適切な措置を速やかに講ずるものとする。

（監査結果の公表）

第17条 法人指導監査の結果の概況については、原則として公表するものとする。

### 第3章 社会福祉連携推進法人

#### (一般監査)

第18条 一般監査は、実施計画及び社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について（令和4年12月26日社援発1226第5号、厚生労働省社会・援護局長通知）別添社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱（以下「連携推進法人国要綱」という。）に基づき実施するものとする。

#### (一般監査の実施の周期)

第19条 毎年度連携推進法人から提出される報告書類により連携推進法人の運営状況を確認するとともに、前回の連携推進法人指導監査の状況を勘案し、運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められない連携推進法人に対する一般監査の実施の周期については、3年に1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる連携推進法人（同項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）が同表の中欄に掲げる要件を満たす場合で、市長が毎年度当該連携推進法人から提出される報告書類を勘案の上、当該連携推進法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該連携推進法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると認めるときは、当該連携推進法人に対する一般監査の実施の周期は、同表右欄に定める周期まで延長することができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第60条第2項又は同項及び法第127条第5号ホ（2）の規定に基づき会計監査人を設置している連携推進法人（以下「会計監査人設置連携推進法人」という。）	会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合	5年に1回
会計監査人を設置していない連携推進法人	会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、連携推進法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合	5年に1回

3 新たに認定を受けた連携推進法人に対する一般監査については、認定を受けた年度の次年度において、連携推進法人による計算書類等の届出が行われた後に実施するものとする。

4 連携推進法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度連携推進法人から提出される報告書類の内容から当該連携推進法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて連携推進法人指導監査を実施する等適切に対応するものとする。

#### (指導監査事項の省略等)

第20条 会計監査人設置連携推進法人又は会計監査人による監査に準ずる監査を実施している連携推進法人については、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、計算関係書類、財産目録、一般法人法第107条第1項に規定する会計監査報告（以下「独立監査人の監査報告書」という。）並びに監査実施概要及び監査結果の説明書を確認した上で、連携推進法人国要綱別紙指導監査ガイドライン（以下「連携推進法人ガイドライン」という。）のⅢの3会計

管理に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、連携推進法人指導監査において確認するものとする。

2 前項に規定する連携推進法人に対する指導監査を実施するに当たっては、連携推進法人ガイドライン I 組織運営に規定する項目及び監査事項に関して、独立監査人の監査報告書並びに監査実施概要及び監査結果の説明書の内容を活用し、連携推進法人指導監査の効率的な実施を図るものとする。

(準用)

第21条 第5条から第7条まで及び第10条から第17条まで(第13条を除く。)の規定は、連携推進法人指導監査について準用する。この場合において、これらの規定中「法人指導監査」とあるのは「連携推進法人指導監査」と、「法人」とあるのは「連携推進法人」と、第5条中「適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保」とあるのは「適正な法人運営の確保」と、第10条中「国要綱」とあるのは「連携推進法人国要綱」と、第14条中「当該法人」とあるのは「当該連携推進法人」と、第16条第3項中「法第56条第4項又は第58条第2項」とあるのは「法第144条において準用する法第56条第4項」と、同条第4項中「法第56条第5項」とあるのは「法第144条において準用する法第56条第5項」と、同条第5項中「法第56条第6項又は第58条第3項」とあるのは「法第144条において準用する法第56条第6項」と、同条第6項中「法第56条第7項又は第8項」とあるのは「法第144条において準用する法第56条第7項並びに法第145条第1項及び第2項」と、「解散命令等」とあるのは「社会福祉連携推進認定の取消し等」と読み替えるものとする。

#### 第4章 社会福祉施設等

(基本理念)

第22条 施設等指導監査は、関係法令等に照らし、施設等の運営等の全般にわたって適正な内容を確保させるとともに、福祉サービスの利用者の利益の保護等に寄与するものとする。

(対象施設等)

第23条 施設等指導監査の対象となる施設等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に規定する保護施設(以下「保護施設」という。)
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)
- (4) 児童福祉施設及び児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所(以下「児童福祉施設等」という。)
- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)

(施設等指導監査の種類)

第24条 施設等指導監査の種類は、一般監査及び特別監査とする。

(一般監査)

第25条 一般監査は、実施計画に基づき入所者等の処遇及び運営に問題のない施設等を対象として、次のとおり実施するものとする。

- (1) 保護施設及び障害者支援施設 原則として、実地監査を2年に1回実施するものとする。ただし、前年度における実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる場合においては、実地監査の実施周期を、3年に1回とすることができる。
- (2) 老人福祉施設 原則として、実地監査を3年に1回実施するものとする。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提

としてオンライン等を活用することができることとし、活用に当たっては、老人福祉施設の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(3) 児童福祉施設等及び幼保連携型認定こども園 原則として、毎年、実地監査を実施するものとする。ただし、公立保育所及び公立小規模保育施設については、実地監査を2年に1回実施し、実地監査を実施しない年にあつては、書面監査を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施設等の運営等に問題が発生した場合又はそのおそれがあると認められる場合は、随時、実地監査又は書面監査を実施するものとする。

(特別監査)

第26条 特別監査は、施設等が次の各号のいずれかに該当する場合に、必要に応じて随時、実地において実施するものとする。

(1) 第28条第1項の規定により指示した事項について、改善する姿勢が認められない場合

(2) 法令等に違反し、施設等の運営に著しい支障を及ぼしていると認められる場合

(3) 施設長等が施設等の運営に著しい支障を及ぼしていると認められる場合

(4) 会計経理又は財産管理に著しい不正が認められる場合

(5) 施設等の職員等の処遇が、労働関係法令等に違反して著しく劣悪であり、施設等の運営に支障を及ぼすと認められる場合

(6) 施設等の入所者等の処遇が著しく劣悪であると認められる場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設等の運営に著しい不備があり、社会福祉事業に対する信頼を傷つけると認められる場合

2 前項に定めるもののほか、施設等指導監査の結果通知により指示した事項の改善状況を確認するため、必要に応じて特別監査として確認監査を実施するものとする。

(指導監査の報告)

第27条 指導監査担当職員は、施設等指導監査の終了後速やかに指導監査結果について報告書を作成し、指導監査課長及び関係施設等を所管する課等の長に報告しなければならない。

(指導監査結果に関する指示等)

第28条 施設等指導監査の結果、改善を求める必要のある事項については、具体的な改善方法を記載し、かつ、改善状況の報告の期限を付した施設等指導監査の結果通知書により改善を指示するとともに、当該改善状況の報告を求めるものとする。

2 施設等指導監査の結果、著しい不正、改善の指示の無視等があり、関係法令等に基づき、改善命令等是正措置を講ずる必要がある場合は、関係課と協議するものとする。

(身分証明書)

第29条 認定こども園法第19条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(準用)

第30条 第6条、第11条、第12条、第14条及び第17条の規定は、施設等指導監査について準用する。この場合において、これらの規定中「法人指導監査」とあるのは「施設等指導監査」と、「法人」とあるのは「施設等」と、第14条中「当該法人」とあるのは「当該施設等」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

第31条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成30年11月6日から施行し、平成30年7月10日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の高知市社会福祉法人等指導監査実施要綱第14条第1項又は第2項の規定により交付された身分を示す証明書は、当該証明書の有効期間の満了する日までの間は、この要綱による改正後の高知市

社会福祉法人等指導監査実施要綱第24条第1項又は第2項の規定に基づく身分を示す証明書とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行し、この要綱による改正後の高知市社会福祉法人等指導監査実施要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行し、この要綱による改正後の高知市社会福祉法人等指導監査実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

